

令和2年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について  
(公募要領)

令和2年1月27日  
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、本公募は、令和2年度予算成立等を前提に行うものです。活動団体として選定された場合には、今後実施する予定の「令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書」に従っていただくことになります。

## 公募要領目次

- I. 令和2年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について
  1. 公募目的
  2. 公募対象
  3. 審査
  4. 選定における審査項目
  5. 応募方法等
  6. 取組内容、事業予算等
  7. 事業実施体制
  
- II. 留意事項等
  1. 事業開始
  2. 事業完了日
  3. 留意点

## I. 令和2年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

※ 本公募は、別途実施する令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の契約が前提となるものです。このため、今後、取組内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

### 1. 公募目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしています。

「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」は、地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築と効果を測る指標の検討に向け、「地域循環共生圏の創造に向けた環境整備」、「地域循環共生圏の創造に向けた支援チーム等の形成・派遣」を各地域で実施します。

本公募は、地域循環共生圏の創造に向け、本事業の主体として「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備と一緒に取り組んでいただける意欲ある団体を15団体程度公募し、令和元年度に公募選定し活動を継続する団体と合わせた35団体とともに、地域での実証に取り組むことを目的としています。

また、一定の条件を満たした団体（7団体程度）については、より具体的な事業計画を策定するため、専門家のチーム（支援チーム）を派遣することとしています。

さらに、取組内容については、「令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めますので、必ずそれに沿って実施願います。

### 2. 公募対象

公募の対象は、地方公共団体又は、地方公共団体と連携し地域循環共生圏創造に取り組む民間団体若しくは協議会（以下「活動団体」という。）とします。

また、複数の地方公共団体の連携による団体についても対象とします。

なお、事業内容が再生可能エネルギーや地域循環資源の活用による脱炭素社会構築を想定している場合には本事業の対象とはなりませんので、以下の補助事業「脱炭素イノベーションによる地域循環圏構築事業のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」の活用をご検討ください。

[http://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r02juten-sesakushu/017\\_r0212.pdf](http://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r02juten-sesakushu/017_r0212.pdf)

### 3. 審査

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、ふさわしいと考えられる活動団体を、15団体程度選定する予定です。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。

#### (1) 書類審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

#### (2) 本審査

書類審査を通過した応募について、環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業有識者会議（外部有識者等で構成。以下「有識者会議」という。）において、「活動団体の公募に係る応募書類審査の手順について」【別添1】及び「活動団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査します。

なお、必要に応じて応募主体からヒアリング等を行います。

#### (3) 活動団体の決定

活動団体の採否は、有識者会議による審査を基に行います。決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、選定された活動団体の取組内容の仕様となる仕様書の内容の一部変更をすることがあります。なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。

環境整備に係る事業実施期間については、単年度で実施しますが、翌年度以降の予算が確保され、環境省が必要と認めた場合に限り、令和2年度を含む最長で2ヶ年、継続的に活動していただくこととなります。

### 4. 選定における審査項目

活動団体の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

#### (1) 書面審査における審査項目

- ・必要な内容が記載されているか。
- ・必要書類が添付されているか。
- ・民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の連携を確認できる資料が添付されているか。

#### (2) 有識者会議における審査項目

- ① 本事業への応募理由
  - ・地域の現状と課題が適切に把握されているか。
  - ・地域循環共生圏を活用して目指したい地域の姿が適切なものであるか。
- ② 活動内容
  - ・活用したい（している）地域資源が適切なものであるか。

- ・ 経済性、持続可能性がある等、実現したい事業が適正なものであるか。
  - ・ 想定される地域の環境・経済・社会への効果（指標）が適切なものか。
- ③ 実施体制の適正性
- ・ 取組状況、進捗状況と今後のスケジュールが適切なものであるか。
  - ・ 実施体制が適切なものであるか。

## 5. 応募方法等

### (1) 応募方法

応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）を、公募期間内に郵送により環境省に提出してください。提出物は、宛名面に「令和2年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の応募書類」と赤字で明記してください。

### (2) 公募期間

令和2年1月27日（月）から令和2年2月25日（火）必着

### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

#### ① 応募に必要な書類

##### ・ 応募申請書【様式1】

民間団体又は協議会が活動団体の場合は、定款や規約等、活動団体の概要が分かる説明資料を添付してください。

##### ・ 事業実施計画書【様式2】

様式に従い、活動団体における審査項目について記載してください。

環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等の現状や課題の把握に使用した資料を添付してください。

#### 【地域経済循環分析】

<http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

#### ② 提出部数

①の書類（紙）を1部、これを保存したDVD-Rを1部提出してください。

### (4) 提出先

環境省大臣官房環境計画課 地域循環共生圏活動団体応募書類担当者あて  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

### (5) 提出方法

郵送とし、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと）。

### (6) 応募に関する質問の受付及び回答

#### ① 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

環境省大臣官房環境計画課

F A X : 03-3581-5951

E-Mail : [sokan-keikaku@env.go.jp](mailto:sokan-keikaku@env.go.jp)

② 受付方法

電子メール又はF A X (A 4、様式自由) にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メール又はF A Xの件名は、「活動団体に関する質問」としてください。

③ 受付期間

令和2年2月13日(木)まで

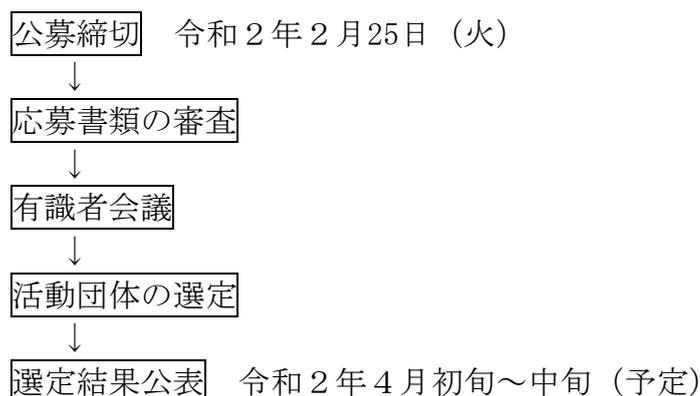
④ 回答

令和2年2月17日(月)17時までに、電子メール又はF A Xにより行います。回答先となる担当窓口の部署、氏名、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを登録してください。)

(7) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。

書面審査を通過した者を審査するため、有識者会議を開催します。



## 6. 取組内容、事業予算等

### (1) 地域循環共生圏の創造に向けた環境整備

活動団体は、地域循環共生圏の創造に向け、「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」の取組を、後日決定する令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の受注者(以下「受注者」という。)との共同実施者として実施してください。ただし、受注者は基本的に取組に関する方法の検討・提案、助言等を行いますので、取組はあくまでも活動団体が主体的に実施してください。

これらの環境整備に取り組む活動団体については、1団体当たり、200万円(税込)を上限として、受注者が取組に要した経費を負担します。

経費の種目については、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体と

なる場合、常勤職員の人件費及び共済費等は対象となりません。また、5万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。

なお、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行うため、以下に掲げる取組及び資料の提出等は必須とします。

① 事業の成果報告として、受注者を通じて以下の成果物の提出をしていただきます。

- ・地域の構想を書き示したコンセプトペーパー
- ・ステークホルダーリスト（掲載者の了承を得たもの）
- ・成果指標
- ・地域の構想の核となる事業の概要（3つ）

提出の時期については、2月初旬～中旬頃を予定しています。なお、進捗状況の確認のため、11月中旬～下旬頃（予定）に中間報告を行っていただきます。

また、数回程度、資料の提出やヒアリングを求めます。

なお、各様式については、別途指示します。

② 活動地域において、活動団体の実施状況について、活動団体、地域のステークホルダー、環境省等を交えた意見交換会を、1回開催してください。時期については10月初旬～11月初旬頃を予定しています。

③ 「地域循環共生圏実践地域等登録制度」への登録をお願いします。登録方法及び提出様式については、以下をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/policy/chiikijunkan/platform/touroku.html>

## （2）地域循環共生圏の創造に向けた支援チーム等の形成・派遣

令和元年度及び令和2年度に選定された活動団体のうち、地域の構想が策定され、ステークホルダーの組織化等の環境整備が十分に整ったと環境省が認めた活動団体については、より具体的な事業計画を策定するため、受注者が次の経費を負担します。

- ① 各分野の専門家3～5名程度からなる支援チームの形成、現地派遣（3回程度）に要した経費
- ② 必要に応じて配置する、地域コーディネーターに要した経費

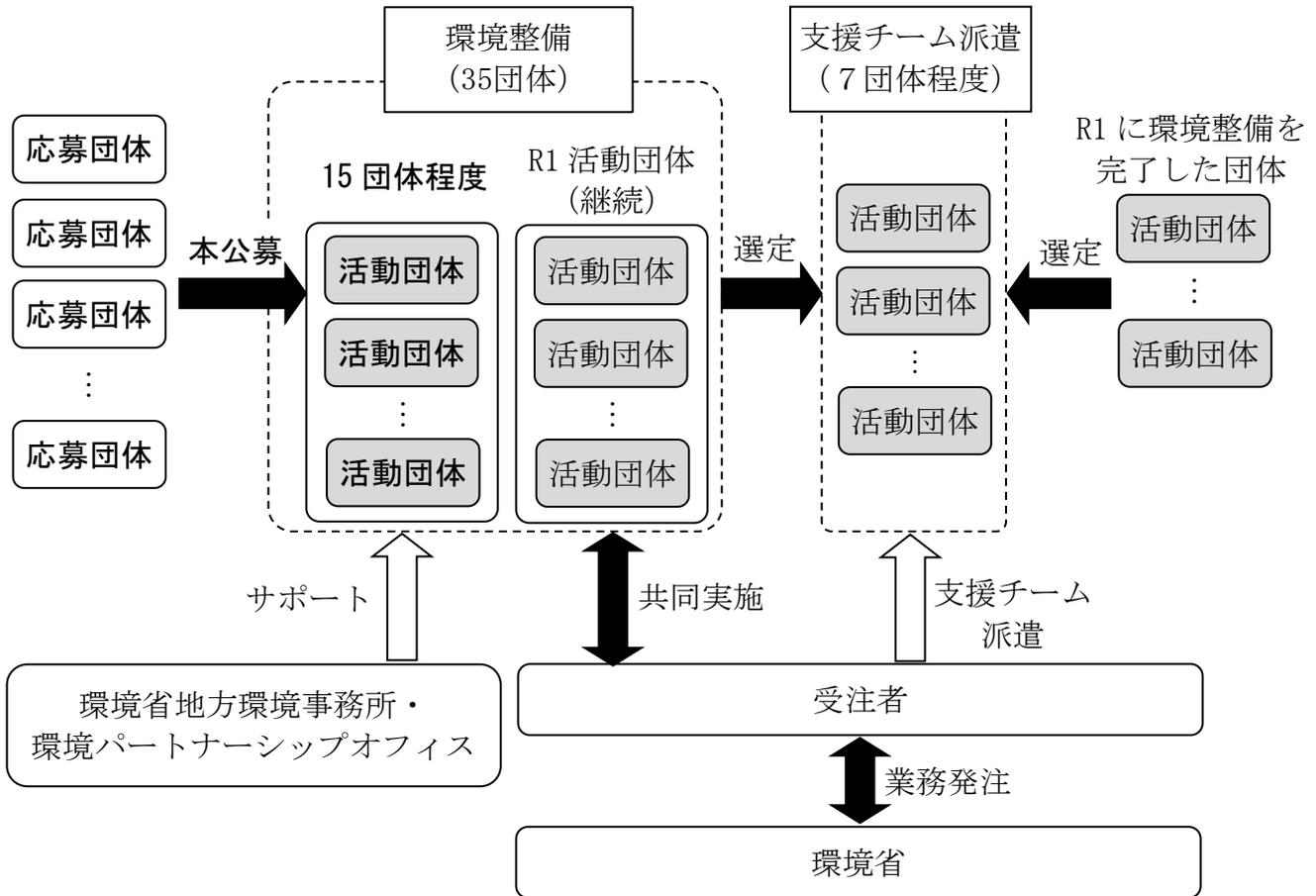
## 7. 事業実施体制

令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務は、選定された活動団体の活動地域において「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備や専門家のチーム（支援チーム）の派遣により、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行い、その結果を基に地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」の構築を行うものです。

選定された活動団体は、受注者との共同実施者として、協定を締結し、事業を実施していただきます。

なお、環境省地方環境事務所及び環境パートナーシップオフィス（EPO）が、構想策定・事業計画策定・ステークホルダーの組織化の各過程に応じたサポート等を行います。

【事業実施体制図】



## II. 留意事項等

### 1. 事業開始

選定された活動団体は、別途環境省が発注・契約する令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の受注者と共同で事業を行うこととなります。

### 2. 事業完了日

活動団体としての完了日は、令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務の完了検査日となります。

### 3. 留意点

#### (1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

#### (2) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

提出された応募書類のうち、事業実施計画書【様式2】については、受注者の公募の際に、応募者と相談のうえ不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて、仕様書の一部として開示されます。これ以外の応募書類については、応募者に無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

### （3）その他

上記のほか、必要な事項は、【別添3】令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書（案）を参照してください。